

令和 2 年 下呂市告示第 97 号

下呂市下呂ふるさと歴史記念館条例（平成 16 年下呂市条例第 172 号）第 3 条第 3 項に規定する資料の頒布等の物品売払代金の徴収並びに収納の事務、及び同条例第 3 条第 4 項に規定する教育委員会が必要と認める事業に係る代金の徴収並びに収納の事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

下 呂 市 長 服 部 秀 洋

1 受託者

下呂市萩原町萩原 1159 番地 6

(株)東海美装 下呂営業所 下呂営業所長 富田泰典

2 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで